

## 基本方針 Ⅱ 安全な暮らしを確保するまちづくり

施策名	施策項目	担当部署名	
9 危機管理体制の強化	危機管理体制	地域振興部	防災課
10 地震・水害対策の強化	地震・水害対策	建設部	土木課
			建築指導課
		水道部	下水道課
11 消防・救急体制の強化	消防・救急	消防本部	消防総務課
			消防予防課
			警防救急課
			消防署
12 交通安全の推進	交通安全	地域振興部	地域安全課
13 犯罪防止活動の推進	防犯		地域安全課
14 賢い消費者の育成	消費生活	企画部	広報広聴課(市民相談室)

第2項 安全な暮らしを確保するまちづくり

9 危機管理体制の強化 〈危機管理体制〉

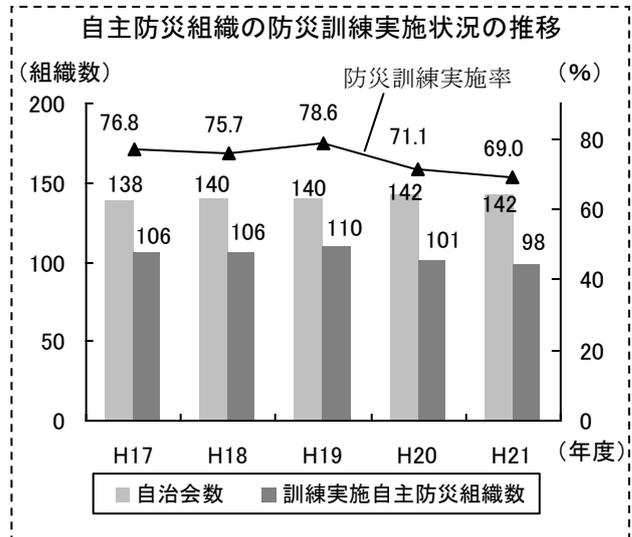
1 現状と課題

- ・地震や台風などの従来の災害に加え、気候変動による異常気象、不安定な国際情勢を背景としたテロや武力攻撃、大規模感染症など、市民の生命、身体、財産を脅かす要因が多様化しています。
- ・さまざまな危機から市民の安全・安心を守るため、本市では平成21年(2009年)12月に「三島市危機管理指針」を制定し、総合的かつ計画的な危機対策の推進を図っています。
- ・災害時に迅速かつ的確に対応するため「三島市地域防災計画」や「三島市水防計画」などを策定しているほか、テロの脅威や武力攻撃に対処するため、「三島市国民保護計画」を策定しています。
- ・市民一人ひとりが「自らの命は自らが守る」、「自らの地域は皆で守る」という自覚を持つことが重要になっています。
- ・自主防災組織の強化や地域の連携強化を図り、地域の防災力を向上させる必要があります。
- ・大規模自然災害などの発生による避難者に対応するため、市内23ヶ所の避難所をはじめとする防災拠点の整備・充実を進める必要があります。
- ・災害時における市民、事業者、行政などの役割を明確にし、一体となって災害に対応する体制を構築することが必要です。

東海地震発生時の本市の避難者数の想定 (人)

	発災1日後	発災1週間後	発災1ヶ月後
避難の必要がない人	32,038	35,152	66,970
避難者の総数	75,852	72,738	40,920
うち避難所へ避難する人	43,563	42,038	23,901

資料: 静岡県東海地震第3次被害想定



2 目的

危機管理体制を強化し、地震や風水害、感染症など、あらゆる危機から市民の生命、身体、財産を守ること。

3 目標 (指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
図上訓練・防災講演会参加者数	4,097人	5,700人	自主防災組織や小中学校、各種団体で実施した講演会などに参加した人数
自主防災組織における防災訓練実施率	69.0%	80.0%	年1回以上防災訓練をした自主防災組織の割合

4 施策の方向

(1) 危機管理体制の強化

① 大規模自然災害等への対応

- ・地震、風水害などの自然災害から市民の生命、身体、財産を守るため、三島市地域防災計画に基

づき防災施策を推進します。

② **大規模感染症等への対応**

・大規模感染症をはじめとするあらゆる危機から市民を守るため、三島市危機管理指針に基づき関係機関と連携し、不測の事態においても組織的に対応できる体制を強化します。

③ **武力攻撃事態等への対応**

・武力攻撃事態等による被害を最小限とするため、三島市国民保護計画に基づき情報伝達機器などを整備するとともに、研修会などを通じて国民保護に対する正しい知識の普及に努めます。

(2) **防災体制の確立**

① **防災意識の高揚**

・地域や職場での防災訓練を推進するとともに、防災講演会の開催や地震防災マップの活用などによって市民の防災意識の高揚を図ります。

② **防災組織や関係機関との連携**

・自主防災組織や国・県などの関係機関と連携した組織的な防災体制の強化を図ります。また、災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行い、活動が十分に機能するようにするため、災害ボランティア組織などとの連携強化を図ります。

③ **防災情報の迅速・的確な提供**

・災害時の情報伝達システムの充実を図り、災害時に備えて無線機などの維持管理を行います。  
・関係機関から収集した情報について、必要に応じ、同報無線、防災ラジオ、FM コミュニティ放送などによる住民への提供を図ります。

④ **防災拠点の整備・充実**

・防災センターや市指定の避難所における防災資機材の整備・充実を図ります。

⑤ **災害協定の強化**

・災害時における生活必需品の確保や効率的な物資の輸送のため、民間事業者との災害協定\*の強化を図ります。

⑥ **自発的な防災活動への支援**

・自主防災組織における、積極的な防災訓練の実施や防災資機材などの整備を促進するための支援を行います。

5 **主要事業**

■水防対策事業 ■国民保護対策啓発事業 ■危機管理指針推進事業 ■防災訓練事業 ■住民啓発、教育事業	■無線通信広報事業 ■防災拠点備品整備事業 ■防災センター管理事業 ■防災協定継続・締結事業 ■自主防災組織整備補助事業	
--	--	--

6 **協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）**

- 「自らの命は自ら守り、自らの地域は皆で守る」という防災意識の高揚
- 災害に備えた、食料や飲料水の備蓄
- 防災活動の基本を身につけるための地域の防災訓練への参加
- 災害時に家族で連絡をとる方法や集まる場所などの準備

〔用語解説〕

①災害協定

第2項 安全な暮らしを確保するまちづくり

10 地震・水害対策の強化 〈地震・水害対策〉

1 現状と課題

- ・ 予想される東海地震に備え、県では「地震対策アクションプログラム」を策定し、プロジェクト「TOUKAI-0」などの施策を推進してきました。
- ・ 耐震偽装事件などを踏まえて、安全で安心な建築物を確保していくため、建築基準法や住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）の改正などの法整備が進められています。
- ・ 平成19年(2007年)3月に策定した「三島市耐震改修促進計画」では、平成27年度(2015年度)末までに市が所有する建築物の耐震化率100%、住宅の耐震化率90%とすることを目標としていますが、市が所有する建築物については平成23年度(2011年度)末までに前倒して完了させることとし、耐震化工事を実施してきました。
- ・ 土砂災害による被害を防止するため、崩壊防止対策や危険住宅の移転を進める必要があります。
- ・ 近年、局地的ゲリラ豪雨などによる浸水被害が増加しているなか、狩野川水系流域周辺の冠水が危惧されています。
- ・ 大場川、御殿川・境川などの主要河川は改修が進められていますが、国や県と連携して、計画的に河川改修を推進する必要があります。
- ・ 雨水処理を速やかに行うため、雨水ポンプ施設の適切な維持管理や計画的な都市下水路の整備が望まれています。

**東海地震被害想定[第3次被害想定]**  
(単位:人、棟)

被害区分		予知なし・午前5時	
人的被害	死者数	合計	260
		うち建物被害による死者	228
	重傷者数	合計	642
		うち建物被害による負傷者	266
中等傷者	合計	3,368	
	うち建物被害による負傷者	2,346	
被害区分		予知なし・午前5時	
建物被害	大破	合計	7,705
		うち地震動・液状化による被害	5,784
	中破	合計	11,799
		うち地震動・液状化による被害	11,471
一部損壊	合計	8,856	
	うち地震動・液状化による被害	8,263	

資料:東海地震第3次被害想定

**河川別の流路延長と市内延長**

水系	河川名	流路延長(m)		市内延長(m)
		国・県管理	市管理	
1級河川狩野川	大場川	17,650	0	17,650
"	御殿川	4,000	1,210	5,210
"	三島山田川	2,300	2,300	4,600
"	沢地川	2,800	1,000	3,800
"	境川	6,100	2,620	8,720
"	夏梅木川	1,600	4,600	6,200
"	函南観音川	1,080	1,100	2,180
"	徳倉宮川	900	1,100	2,000
準用河川	松毛川	1,350	2,900	4,250
主な普通河川	源兵衛川	0	1,500	1,500
"	桜川	0	4,150	4,150

平成22年3月31日現在

2 目的

地震・水害などの自然災害から、市民の生命、身体、財産を守るため、地震・水害対策を講じ、災害に強いまちづくりを進めること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
住宅の耐震化率	(H20年度) 78.5%	90.0%	耐震性を有する住宅の割合
普通河川改良延長	30,570m	31,200m	普通河川改良延長の累計

4 施策の方向

- (1) 地震対策の推進
  - ① 住宅などの耐震化の推進

- ・東海地震による人的被害の軽減を図るため策定した三島市耐震改修促進計画に基づき、耐震性に不安のある住宅などの耐震化を推進します。また、危険なブロック塀の改修を促進するなど避難時の安全確保に努めます。

**② 公共施設の耐震化の推進**

- ・利用者の安全と災害時の活動拠点や避難所の確保を図るため、市が所有するすべての建築物について耐震化工事を実施します。

**(2) 安全で安心な建築物への誘導**

**① 法令等に基づく適切な指導・誘導**

- ・建築物の災害などに対する安全性を確保するため、建築基準法などに基づく適切な指導・誘導に努めます。

**(3) 急傾斜地などの危険対策の推進**

**① 崩壊防止対策の推進**

- ・崩壊防止施設の定期的な点検を実施するとともに、急傾斜地崩壊防止工事や砂防工事を国・県と連携して進めます。

**② 危険住宅移転の推進**

- ・土砂災害防止法に基づき、災害危険区域などにある危険住宅を除去し、安全な建築物への建替えなどの推進を図ります。

**(4) 水害対策の推進**

**① 河川の改良・維持管理**

- ・台風や集中豪雨による浸水被害を防止するため、河川の護岸整備を国・県と連携を図りつつ実施するとともに、河川機能を保持するため、河川の適切な維持管理や河川使用の適正な指導を行います。

**② 雨水対策の推進**

- ・河川への急激な雨水の流入を防ぐため、市内小中学校に設置されている雨水貯留浸透施設や住宅団地に設置されている調整池の適切な維持管理を行います。
- ・市街地の浸水を防除するため、都市下水道施設の適切な維持管理とともに、竹ノ下ポンプ場をはじめとするポンプ施設の修繕や定期的な保守点検の実施に努めます。

**5 主要事業**

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 建築物耐震診断事業</li> <li>■ 建築物等耐震改修事業</li> <li>■ 公共施設等耐震化事業</li> <li>■ 建築確認等審査事務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 急傾斜地崩壊防止事業</li> <li>■ がけ地近接等危険住宅移転事業</li> <li>■ 一般河川整備事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 六反田川河川改良事業</li> <li>■ 河川維持管理事業</li> <li>■ 都市下水道維持管理事業</li> </ul>
--	--	---

**6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）**

- 住宅などの耐震化の実施
- 家具の固定
- 老朽化したブロック塀改修の実践



中越地震で倒壊した家屋

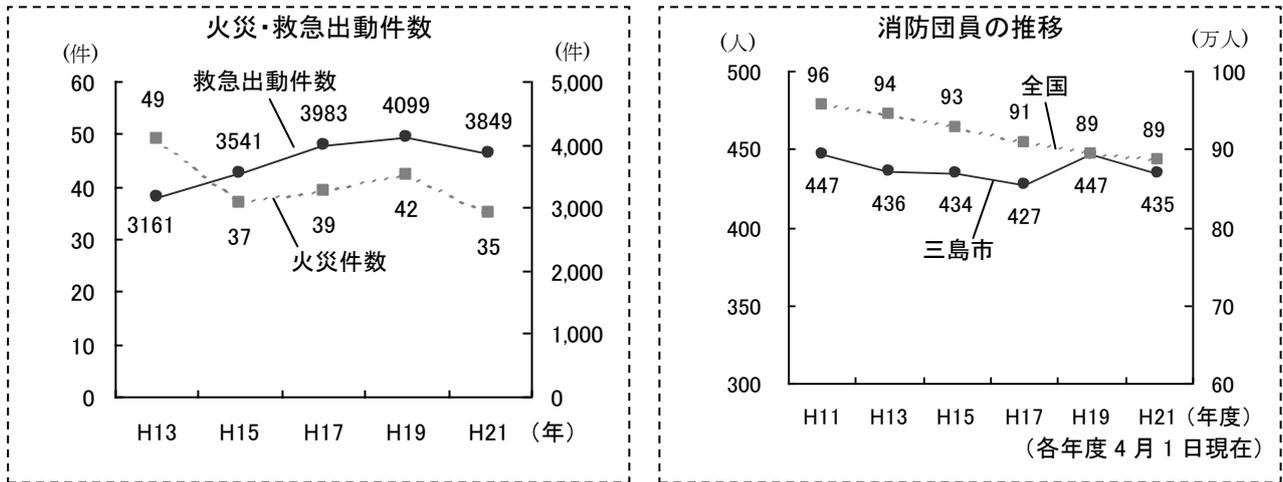
〔用語解説〕

第2項 安全な暮らしを確保するまちづくり

11 消防・救急体制の強化 〈消防・救急〉

1 現状と課題

- ・本市の火災発生件数は減少傾向にあります。ひとり暮らしの高齢者の増加などの社会構造の変化により、救急出動件数は増加傾向にあります。
- ・全国的に消防団員数の減少が続いているなかで、本市においても新規入団者の確保が難しくなっており定員（500人）割れが続いています。
- ・消防救急の広域化\*や消防救急無線の広域化・共同化やデジタル化の方針が示されていることから、近隣市町との協議を進めながら、多様化・大規模化する災害に的確に対応できる消防救急組織体制の確立を図る必要があります。
- ・火災の未然防止や被害軽減のため、火災予防の普及がこれまで以上に求められています。
- ・消防法の改正により、住宅用火災警報器などの設置が義務づけられましたが、普及率の向上が課題となっています。
- ・救急需要の増加に対応するため、人材の育成や救急設備の計画的な更新に加えて、タクシー代わりなどの不適切な救急車の利用の防止が必要となっています。
- ・救命率を向上させるため、AED\*の効果的な配備を進めていますが、AEDを有効に活用できるよう市民の自主救護能力の向上が必要となっています。



2 目的

火災をはじめ多様化・大規模化する災害と、緊急時に必要な救命措置に対応し、市民の生命、身体、財産を守ること。

3 目標（指標）

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
住宅用火災警報器の普及率	—	70.0%	住宅用火災警報器を設置している住宅の割合
消防団員充足率	87.0%	100.0%	定員に対する消防団員の充足率
救命講習受講者数	11,584人	19,000人	普通・上級救命講習の受講者の累計

4 施策の方向

(1) 消防体制の強化

① 消防計画の改定・推進

- ・消防組織法の基本理念に基づき、消防力を整備し災害による被害を軽減するために策定した消防計画を、社会情勢に添うよう定期的に内容を改定し、計画に基づいた各種訓練の実施や消防体制

の強化を図ります。

② 消防体制の充実

- ・効率的な消防活動ができるようにするため、消防職員の各種訓練や研修を通じた専門知識の習得や情報収集・伝達機能の強化などにより総合的な消防体制の整備を図るとともに、緊急消防援助隊などの受け入れ体制の充実に努めます。

③ 消防設備の充実

- ・火災をはじめとした多様な災害に対応できるよう消防設備や老朽化した消防車両の計画的な更新、耐震性防火水槽の整備などを図ります。

④ 消防団員の確保

- ・消防団活動の積極的なPRを行うとともに、事業所などとの協力体制の構築や消防団員の処遇改善を図り、基本団員、機能別団員、女性団員の確保に努めます。

⑤ 消防救急の広域化・無線のデジタル化への対応

- ・消防救急の広域化や消防無線の共同通信指令体制について県東部地域の市町と研究協議を進めるとともに、消防救急無線のデジタル化への移行を図ります。

(2) 火災予防の推進

① 防火に対する意識の高揚

- ・広報活動や春と秋の火災予防運動などを通して、市民に火災予防の普及啓発を行うとともに、出火防止のための防火安全対策について指導を行います。
- ・住宅用火災警報器などの設置や維持について、関係団体と連携した普及活動を推進します。

② 防火協力団体の育成

- ・火災を未然に防ぐため、個人への啓発を行うとともに、事業所における防火管理や保安全管理の向上を図り防火安全への意識を醸成できるよう防火協力団体の育成に努めます。

(3) 救急体制の強化

① 救急体制の充実

- ・救急車や資機材を計画的に更新するとともに、各メディカルコントロール\*協議会と連携し救急救命士・救急隊員の継続的な養成や教育訓練の充実に努め救急隊の能力向上に努め救急体制の強化を行います。

② 応急救護の普及

- ・コンビニエンスストアなどの事業所に対し「あんしんAEDステーション」への参加を促進しAEDの整備を進めます。また、市民の自主救護能力を向上させるため、応急手当普及員・指導員の養成により、救急講習の充実や応急手当の技術・知識の普及を図ります。

③ 救急車の適正利用意識の啓発

- ・重症患者の緊急搬送に迅速に対応できる態勢を維持するため、救急車の適正利用に向けた市民への啓発を行います。

5 主要事業

■消防計画推進事業 ■消防隊教育養成事業 ■消防ポンプ自動車等更新事業 ■消防施設整備事業 ■耐震性防火水槽建設事業 ■消防団運営事業	■消防救急広域化検討事業 ■デジタル消防無線機更新事業 ■事業所における無災害支援事業 ■防火協会、幼年消防クラブ育成事業	■救急救命士養成事業 ■高規格救急自動車更新事業 ■AED設置促進事業 ■応急手当普及啓発事業 ■救急車適正利用啓発事業
--	--	--

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 消防団の活動への理解と協力
- 火災予防活動の実践
- 応急救護の技術習得のための、各種救急講習の受講
- 救急車の適性利用への理解と協力

〔用語解説〕

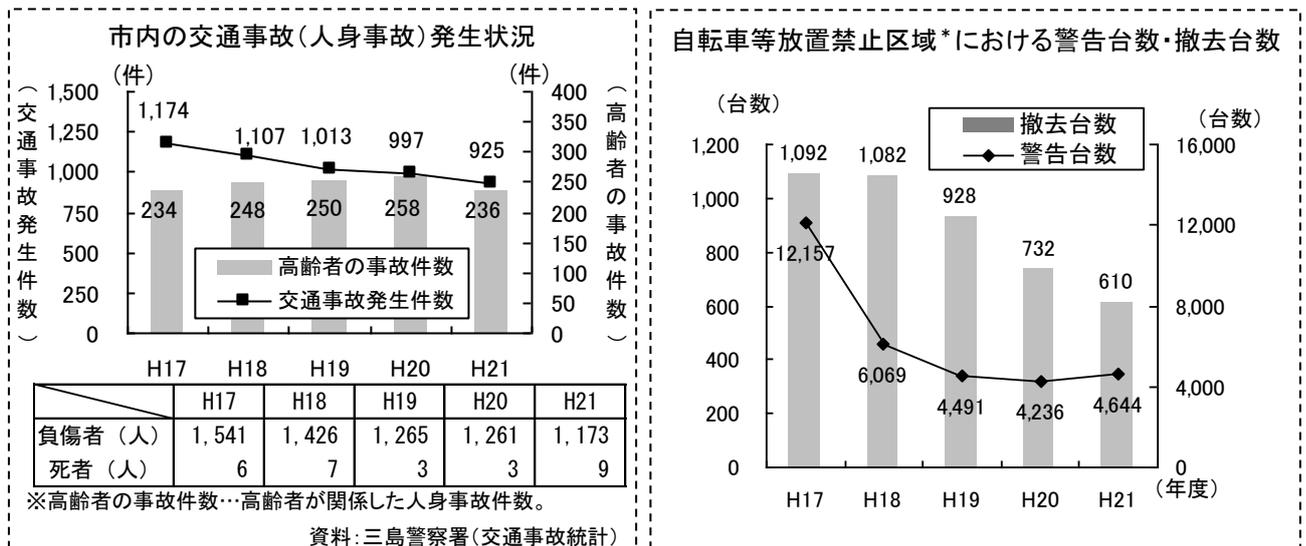
①消防救急の広域化 ②AED ③メディカルコントロール

第2項 安全な暮らしを確保するまちづくり

12 交通安全の推進 〈交通安全〉

1 現状と課題

- ・本市の交通事故発生件数は近年減少傾向にありますが、高齢化社会の進展に伴い、高齢者が関係する割合の増加が予想されます。
- ・本市は、昭和37年(1962年)3月に交通事故の被害から市民の安全を確保することを決議し、「交通安全都市」を宣言しています。
- ・安全で円滑な交通の確保のため、警察、道路管理者などの関係機関との連携により、地域の実情に応じた交通規制や交通安全施設の整備、道路改良などに努めています。
- ・安全な歩道の確保と駅利用者などの利便のため、三島駅南口・北口や、三島広小路駅、三島二日町駅に駐輪場を設置しています。
- ・交通事故のない安全な社会を実現するため、交通安全意識の高揚を図り、交通安全関係団体などと連携しながら、取り組みを継続していく必要があります。
- ・自転車による交通事故を防止するため、交通安全教育・普及活動を強化する必要があります。
- ・放置自転車対策の実施により、市内における放置自転車数は減少傾向にありますが、引き続き駐輪指導や撤去作業を推進する必要があります。
- ・万一、交通事故に遭った場合に備え、適切な問題解決に向けた支援策の充実が求められています。



2 目的

交通事故のない安全な社会を実現すること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
市内の交通事故発生件数	925件	760件	市内で発生した交通事故件数
交通安全教室などの参加者数	1,203人	1,300人	交通安全教室などへの参加者数

4 施策の方向

(1) 総合的な交通安全施策の推進

① 三島市交通安全計画の策定・推進

- ・総合的交通安全対策を講じるため三島市交通安全計画を策定し、計画に基づいた各種の交通安全に関する施策を推進します。

- (2) 交通安全意識の高揚
- ① 交通安全運動の実施
    - ・交通安全運動を通じて、交通ルールや交通マナーを守る意識の高揚を図ります。
  - ② 交通安全教育の推進
    - ・自治会へ交通安全用品を配布するとともに、年齢層に応じた交通安全教室や高齢者への交通安全教育を推進します。また、交通弱者を守るため、自動車・自転車運転者の意識啓発に努めます。
  - ③ 交通安全組織の充実
    - ・交通事故撲滅市民の会や交通安全母の会、幼児交通安全クラブ、交通指導員会などの交通安全関係団体を支援し、交通事故防止活動の充実を図ります。
- (3) 交通環境の整備・改善
- ① 交通安全施設の整備
    - ・交通事故防止のため見通しの悪い交差点などの危険箇所へのカーブミラーの設置や区画線\*の整備など交通安全施設の整備・維持管理に努めます。
  - ② 交通環境の改善
    - ・自治会などの要望を調査し、関係機関と連携して道路の危険箇所の改良を図るとともに、警察に対し地域の実情に応じた適正な交通規制による交通環境改善の働きかけに努めます。
  - ③ 放置自転車対策の推進
    - ・自転車等放置禁止区域に指定している三島駅や三島広小路駅周辺において、駐輪指導や放置自転車の撤去を実施します。
    - ・現在設置されている駐輪場の適正な維持管理に努めます。
- (4) 交通事故被害者などへの支援
- ① 交通事故相談体制の充実
    - ・交通事故当事者の問題解決に向け、交通事故に関する相談支援体制の充実を図り、適切に解決するための教示や指導、関係機関への斡旋などを行います。

## 5 主要事業

<ul style="list-style-type: none"> <li>■三島市交通安全計画推進事業</li> <li>■交通安全運動実施事業</li> <li>■交通安全教育指導事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通事故撲滅キャンペーン事業</li> <li>■交通安全関係団体補助事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■交通安全施設整備事業</li> <li>■駐輪対策事業</li> <li>■交通事故相談事業</li> </ul>
--	--	---

## 6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 交通安全運動一斉街頭広報への参加
- 交通安全教室の開催
- カーブミラーなどの交通安全施設の修繕に関する情報提供
- 放置自転車の撤去に関する情報提供



自転車マナーアップ教室

〔用語解説〕

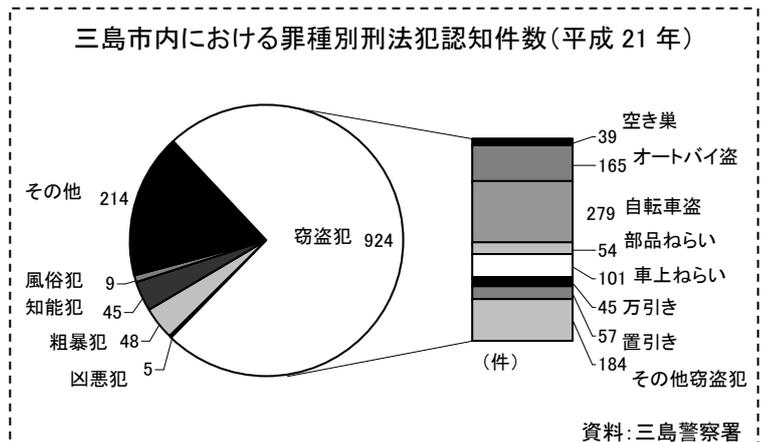
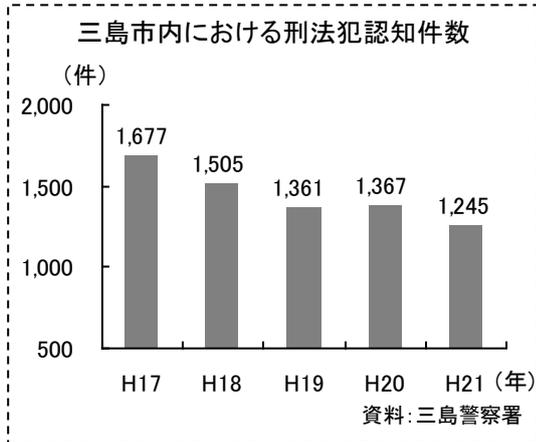
- ① 自転車等放置禁止区域 ② 区画線

第2項 安全な暮らしを確保するまちづくり

13 犯罪防止活動の推進 〈防犯〉

1 現状と課題

- ・本市の刑法犯認知件数は、平成11年(1999年)以降減少していますが、全件数に占める自転車盗やオートバイ盗、車上ねらいなどの割合が高くなっています。
- ・本市では地域住民による防犯パトロールが活発に行われています。その成果もあって、子どもに対する声かけ事案の発生件数は人口比で見ると少ない状況です。
- ・振り込め詐欺の手口は日々、複雑かつ巧妙になっており、また一部の地域に集中して発生する傾向があることから、迅速な対応が必要となっています。
- ・犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、市民一人ひとりの防犯意識を高め、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。
- ・これまで防犯灯の設置・維持管理に積極的に取り組んできました。今後は、省エネルギー対策など環境への配慮も求められています。
- ・誰もが犯罪被害者となり得る今日、犯罪被害者等基本法の制定などによって、犯罪被害者支援における地方公共団体の役割に期待が高まっています。
- ・北上地区から錦田地区にかけての丘陵地や中郷西部地区への交番新設について、三島市自治会連合会から要望が寄せられています。



2 目的

犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会を実現すること。

3 目標 (指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
市内における刑法犯認知件数	1,245 件	1,000 件	三島警察署が市内で認知した窃盗や詐欺など刑法犯罪の件数
防犯教室参加者数	3,036 人	3,500 人	小学校、幼稚園、保育園における不審者対応・侵入訓練などの参加人数

4 施策の方向

(1) 防犯意識の啓発

① 防犯情報の発信・意識の啓発

- ・犯罪発生状況や対策方法を広報し、市民の防犯意識を高めるとともに、振り込め詐欺や車上ねらいなどが頻発した際には、迅速な情報発信により注意喚起を行い、犯罪の未然防止に努めます。

② 防犯講座・防犯教室の実施

- ・地域や団体に出向き防犯講座を開催し意識の高揚を図ります。また、子どもや教職員が緊急時の

対応を学び実践するための防犯教室や不審者対応訓練を実施します。

(2) 地域ぐるみの防犯活動への支援

① 防犯活動団体への支援

・小学校区などの範囲の地域住民が連携して自主的な防犯活動を行う地区安全会議に対し、情報提供や活動支援を行ないます。

② 防犯パトロール活動などの支援

・地域の防犯パトロール活動を行う団体に対し、三島警察署管内防犯協会と連携を取りながら、パトロール指導や活動支援を行います。

③ 暴力団追放運動の推進

・三島市暴力団追放推進協議会との連携を強化して、地域ぐるみで暴力団追放・覚せい剤撲滅運動を推進します。

(3) 防犯設備の充実

① 防犯灯の設置・維持管理

・夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な設置と地域住民と連携した維持管理に努めます。また、省エネルギーと管理の効率化のため、水銀灯からLED灯などへの転換を図ります。

② 公共施設の防犯設備の充実

・学校や公園などの公共施設に、防犯カメラの設置や緊急通報システムの整備や危険箇所の改善を実施し、犯罪や非行の起こりにくい環境づくりに努めます。

(4) 犯罪被害者などへの支援

① 相談窓口・支援体制の充実

・犯罪被害者やその家族が安心して相談できる窓口を通して、支援制度などをスムーズに紹介・提供できる体制を充実させます。

② 社会環境の改善・意識の啓発

・犯罪被害者などの権利を守るための啓発を行い、明るく住みよいまちづくりを推進します。

(5) 交番新設の要望

① 交番新設の要望

・北上地区から錦田地区にかけての丘陵地及び中郷西部地区へ交番を新設することについて、設置箇所などの検討を進めながら、県へ働きかけていきます。

5 主要事業

<p>■市民防犯意識啓発事業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・防犯講座事業</li><li>・防犯教室事業</li><li>・防犯パトロール事業</li><li>・暴力団追放推進事業</li></ul>	<p>■地域防犯活動補助事業</p> <p>■防犯灯維持管理事業</p>	<p>■犯罪被害者相談事業</p> <p>■犯罪被害者環境改善事業</p>
--	--------------------------------------	---------------------------------------

6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 自主防犯パトロール活動への参加
- 下校時などの児童の見守り活動への協力
- 防犯ボランティアと連携した防犯教室の開催と参加
- 暴力団追放運動への参加
- 防犯灯の維持管理

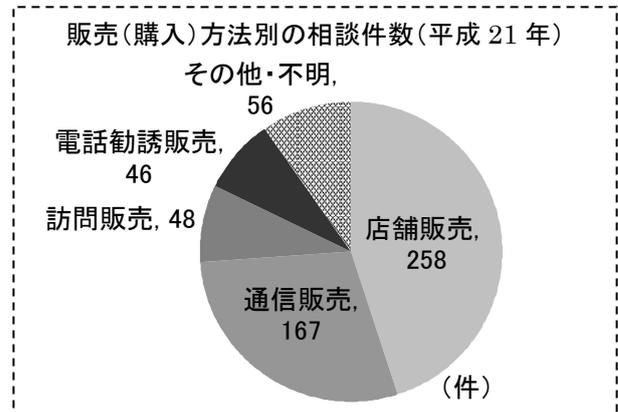
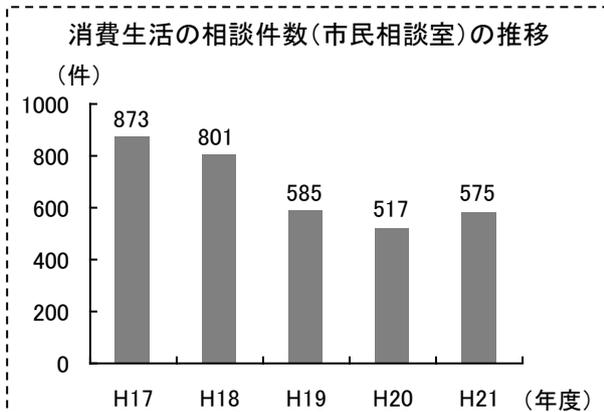
〔用語解説〕

第2項 安全な暮らしを確保するまちづくり

14 賢い消費者の育成 〈消費生活〉

1 現状と課題

- ・国際化の進展や通信技術の発達などによって消費活動が多様化するのに伴い、商品やサービスに関するトラブルが多様化・複雑化し、件数も増加しています。
- ・社会経済状況の変化による多重債務の深刻化、行政の相談体制の整備などにより、多重債務相談が増加傾向にあります。
- ・平成21年(2009年)に消費者庁が創設され、事業者を保護することから消費者や生活者に安全・安心を提供することに重点が置かれるようになりました。消費者庁を核とした全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET\*)によって、消費生活に関するさまざまな情報の蓄積・活用が可能になっています。
- ・消費生活トラブルの多様化・複雑化に対応するため、消費生活相談体制の強化が求められています。
- ・今後、市民が安心して消費生活を送ることができるようにするために、学習講座などによって、「自立した賢い消費者」を育成していく必要があります。
- ・平成12年(2000年)より推進しているマイバック持参運動は、平成20年(2008年)のレジ袋有料化を機に市民に広く浸透し、平成22年(2010年)の大型食品スーパーにおけるレジ袋辞退率は85%を維持しています。



2 目的

市民が安心して豊かな消費生活を送ることができるよう、消費者の利益を擁護・増進し、消費生活の安定と向上を図ること。

3 目標(指標)

指標名	現状値(H21)	目標値(H27)	指標の説明
消費生活講座等参加者数	425人	460人	消費生活講座や出前講座への参加者数
消費者相談などを含めた消費者保護の充実	—	50.0%	市民意識調査で「消費生活相談を認知している」と答えた人の割合

4 施策の方向

(1) 消費者保護の充実

① 消費生活相談体制の強化

- ・消費生活相談の内容が多様化・複雑化するなか、消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活相談員のスキルアップ研修を充実させるなど、相談体制の強化に努めます。

② 消費生活関連情報の収集・提供

- ・全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)の全国相談情報を活用して悪質商法など消費者被害の情報を迅速に収集し、相談業務の充実を図ります。

## (2) 自立した賢い消費者の育成

### ① 消費者教育の充実

- ・消費生活講座を開催し、消費生活や悪質商法被害、環境などに関する多くの最新情報を提供するほか、市民団体や学校、高齢者団体などを対象に出前講座を開催し、自立した賢い消費者の育成に努めます。

### ② 消費者向けPR活動の推進

- ・悪質商法などによる被害の未然防止を図るため、消費者団体などと協働して街頭啓発活動を実施するとともに、広報紙やホームページなどを活用し、消費者への的確な情報を提供します。

### ③ 消費者団体活動への支援

- ・消費者団体への活動支援を通し、自立した賢い消費者や環境にやさしい行動のできる消費者の育成に努めます。また「みしま生活展」を通して、消費者団体・事業者・行政による消費生活に関するさまざまな最新情報の提供に努めます。

### ④ 環境にやさしい消費者の育成

- ・不用品活用バンクの利用促進や買物袋持参の推進などにより環境にやさしい消費者を育成します。

## 5 主要事業

■消費生活相談事業 ■全国消費生活情報ネットワーク・システム事業	■賢い消費者育成事業 ■街頭啓発事業 ■消費者団体育成事業	■不用品活用バンク事業 ■買物袋持参運動推進事業
-------------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------

## 6 協働の取り組み（自ら実践、まちづくりに参加・協力しましょう）

- 「みしま生活展」への参加
- 街頭キャンペーンへの協力
- 消費生活講座などへの参加
- 環境に配慮した消費活動の実践
- 地域での情報交換の推進



消費生活相談

〔用語解説〕

①PIO-NET

